

報道関係者各位

人権救済の申立についての会見資料

＝ 非常に珍しい環境保全問題での人権救済の申立 住民の意思を受け止めてほしい ＝

このたび私たちは、株式会社日建ハウジングが子会社（株式会社石垣島白保ホテル&リゾート）を介して計画している（仮称）石垣島白保ホテルプロジェクトによって、平穏な生活環境・貴重な自然環境が損なわれることを避けるために、平成30年1月25日に日本弁護士連合会に対して人権救済の申立を行いました。環境保全の問題でこの制度を利用することは、おそらくこれまで例にないことだと思われます。第三者である法専門家が開発計画を調査し、今後の施策の提言まで期待できるこの制度を積極的に利用することで、住民の意思に反した急激な開発を抑制し、白保地域の生活環境や自然環境を、未来へつなげていけることを望んでいます。

<日本弁護士連合会の人権擁護活動について（日弁連 HP より）>

日弁連は様々な委員会を設置して人権擁護活動を行っています。人権擁護委員会は、個人や団体からの人権救済申立てを受けて調査等をし、人権を侵害している相手方に警告・勧告・要望などを発して、人権侵害の除去と改善に努めています。

人権擁護委員会による措置は、法的な強制力は持ちませんが、司法の一翼である弁護士会の法的な判断として影響力を持ちます。また、裁判などの司法手続にはなじみにくいけれども、正義に照らして救済の必要性の高い事件について、法的な判断を求めることができます。

なお、警察などと違い、調査の権限、方法には限界があります（強制的に取り調べをすることはできません）が、必要な人、機関に対して調査を申し入れると、多くの場合で回答が得られるなど、この手続は多方面から信頼を得ています。

*人権救済制度は当事者同士が法的に争う裁判ではありません。詳しくは、日本弁護士連合会のホームページをご覧くださいようお願いいたします。

<当該ホテル開発計画について>

石垣市東部の人口約1700人の白保集落の北約500m、約39,600㎡の土地に、4階建てホテル棟165室、ヴィラ棟36室、計201室で年間10万人の利用者を見込む。開発区域は海岸線から約100mの距離にあり、約500m東の海域には世界最大規模の貴重なアオサンゴ群集がある。この海域は西表石垣国立公園の海域公園に指定され、陸域の保安林は約50mの幅で同公園の第2種特別地域に指定され、開発区域に接している。周辺には公共下水道がないため、日量最大300tの汚水排水を浄化槽処理後に地下浸透させる計画。この排水は、サンゴが健全に生育する水質の約100倍の窒素やリンを含み、地下浸透させると海域に影響があるという懸念が専門家から指摘されている。

<申立ての趣旨について>

1. 相手方株式会社石垣島白保ホテル&リゾート及び相手方株式会社日建ハウジングに対し、石垣市宇白保兼久原2080番地3他4筆における、リゾートホテル建設計画を中止すること
2. 相手方沖縄県に対し、相手方株式会社石垣島白保ホテル&リゾートの上記開発行為を許可しないこと
3. 相手方各行政機関に対し、白保周辺域の乱開発を防ぐために、環境保全のために適切かつ十分な施策をとること。

<申立ての理由について>

本件計画が、周辺海域の生態系へ回復不可能な損害を生じさせる危険性が高く、申立人らを含む周辺住民及び自然の利用者らの有する自然享受権もしくは環境権を侵害するものであり、また、白保集落における平穏生活権、漁業を営む漁師らの漁業権（職業選択の自由）を侵害するものであることから、本計画の中止を求めるとともに、周辺の自然環境を将来にわたり保全するために、必要な施策を求める。

(1) 環境権侵害

- ① 建設工事による赤土の流出
- ② 地下浸透方式による下水処理による汚水の流入
- ③ ホテルの光によるウミガメ産卵への悪影響
- ④ 宿泊客の過剰利用による周辺海域の環境破壊
- ⑤ 光害による星空観察への影響

(2) 漁業権侵害

本件計画によって、漁場としてきた海域の生態系が破壊されれば、当然、漁業にも、漁獲高の減少等の悪影響を免れることはできないのであり、申請者らの有する漁業権を侵害する結果となる。

(3) 平穏生活権侵害

白保集落は、伝統的な町並みの残っている貴重な集落であるが、本件リゾートホテルとの距離が近いため、非常に多くの観光客が集落内に立ち入ることが予想される。大量の観光客が訪れれば、住民たちは平穏な生活が害されることになる。と同時に、観光客による騒音や風紀の乱れ、治安の悪化なども懸念されるところである。

<申立申請者>

○白保リゾートホテル問題連絡協議会

沖縄県石垣市白保118 会長 新里昌央

TEL 090-3139-6088 (渉外担当 柳田)

○公益社団法人 日本ナショナル・トラスト協会

東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル

TEL 03-5979-8031(代表)

○白保地区住民 10人

[申立人ら代理人]

〒104-0045 東京都中央区築地3-9-10 築地ビル3階
アーライツ法律事務所

電話 03-6264-1990

FAX 03-6264-1998

申立人ら代理人弁護士	吉	田	理	人
同	島		昭	宏
同	菅	野	典	浩
同	寺	田	伸	子
同	片	口	浩	子

[相手方]

〒907-0024 沖縄県石垣市字新川414番地1信用ビル2階
相手方 株式会社石垣島白保ホテル&リゾート
上記代表者代表取締役 識名 安信

〒903-0825 沖縄県那覇市首里山川町一丁目68番地
ファイブテラス1階
相手方 株式会社日建ハウジング
上記代表者代表取締役社長 識名 安信
上記代表者代表取締役会長 眞保 榮 薫

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
中央合同庁舎5号館
相手方 国
環境大臣 中川 雅治

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
相手方 沖縄県
上記代表者沖縄県知事 翁長 雄志

〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町14番地
相手方 石垣市
上記代表者石垣市長 中山 義隆

以上